

防人1第6143号
15. 7. 15
改正 防人1第2375号
18. 3. 27
防人計第354号
19. 1. 9
防人服(事)第84号
29. 3. 27
防人服(事)第6556号
31. 4. 1

長官官房長
各局長
各防衛参事官
施設等機関の長
各幕僚長 殿
統合幕僚会議議長
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

事務次官

防衛省自殺事故防止対策本部設置運営要綱について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

防衛省自殺事故防止対策本部設置運営要綱

(設置)

第1 自衛隊員の自殺事故を防止するための対策を強力に推進するため、防衛省に防衛省自殺事故防止対策本部（以下「本部」という。）を置く。

(本部の構成等)

第2 本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長 防衛大臣の指名する防衛大臣政務官
- (2) 副本部長 事務次官
- (3) 本部員 人事教育局長、衛生監、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長その他本部長の指名する者

(事務局)

第3 本部を補佐し、所要の作業を行うため、本部の下に事務局を置く。

2 事務局の構成は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 人事教育局長
- (2) 事務局次長 衛生監
- (3) 事務局員 統合幕僚監部総務部長、陸上幕僚監部人事教育部長、同衛生部長、海上幕僚監部人事教育部長、同首席衛生官、航空幕僚監部人事教育部長、同首席衛生官、その他事務局長の指名する者

3 事務局長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を事務局における会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(関係部局の協力)

第4 関係部局は、相互に緊密な連絡調整を行いつつ、本部における議論の資を提供するため、必要な検討を行うものとする。

2 関係部局は、本部及び事務局から関係者の出席、資料の提出その他の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(委任規定)

第5 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、事務局の運営に関し必要な事項は事務局長が定める。

附 則

この要項は、平成15年7月15日から施行する。